

試験規定(成績評価基準)

1. 試験

定期試験は前期、後期の学期末に各1回行う。
その他、臨時試験は必要により行うことがある。

(1) 試験方法

筆記試験、実技試験あるいは、レポート提出などの方法がある。当該科目担当講師と学科長との相談により定める。

(2) 受験資格

当該科目の在校生・受講生は受験資格がある。しかし、講義時間数の3分の1以上欠課した者は、受験資格がない。

- ①遅刻・早退は、3回をもって1回の欠課とする。
- ②忌引、公欠は必ず「願」を提出し、許可を得なければならない。(緊急の場合は電話連絡も可。ただし、後日、早急に提出をすること) 願出のない者については欠席とする。忌引、公欠は出席扱いとする。
- ③如何に忌引、公欠のためといえども当該科目の全講義時数の2分の1を出席しなければ、受験資格を失う。

[事例]

当該科目の全講義時数	15
欠席時数	3
忌引、公欠の時数	5
実際の出席時数	7

この場合の欠席時数は、全講義時数の3分の1以上ではないが、実際の出席時数が、全講義時数の2分の1に達していないので受験資格を失う。

- ④試験は筆記試験、レポート提出、実技試験等がある。受験資格を失った者が受験した場合は無効となる。

(3) 定期試験に関する諸注意事項

- ①試験開始後、20分以上遅刻した者は、受験できない。以後の入室を禁じる。
- ②試験開始後、30分を経過しないと入室できない。また、試験終了5分前以降は退室できない。
なお、授業時間内に試験を行う場合は、退室不可とする。

- ③不正行為に関しては厳重に処罰する。
- ④指定のない限り、机上には筆記用具以外のものを置かない。
- ⑤机の中には本、ノート、その他のものを一切入れてはならない。荷物は鞆に入れ、足元に置くこと。
- ⑥携帯電話・スマートフォンの電源を切り、カバンの中に入れること。着信音・バイブ音等が鳴った場合、退室を命じてその後の受験を認めない。
- ⑦試験中の筆記用具の貸し借りは、一切禁ずる。
- ⑧試験終了後も許可があるまで、教室への入室を禁ずる。
- ⑨途中退出者は他の学生の邪魔にならない場所へ移動すること。
- ⑩席順は特定の指定がない限り、黒板に向かって右端から出席番号順に着席のこと。

(4) 不正行為

受験中不正行為をした者は、当該学期の受講全科目の試験を無効とし、さらに学則により停学、または退学処分とされることがある。

- ①不正行為には、持込禁止のテキスト・ノートを見る、電子機器を使用する、カンニングペーパーの所持、机に書いたり筆箱等を書いておく、さらに他人に聞こえるような発言等、受験の良識を伴わない行為(携帯電話・スマートフォンの着信音等を鳴らすことを含む)を指し、公正を乱す一切の行為を含む。
- ②不正行為の認定は試験監督が行う。レポートの不正行為については担当講師が行う。
- ③不正行為があった場合は、教務委員会の審議を経て、学校長がその処分を決定し、本人ならびに保護者へ通告する。

(5) 追試験

病気その他正当な理由により、試験に欠席したときは、その届(診断書、その他理由書)があり、かつ公欠に認定された場合に限り、追試験を行う。ただし、公

欠届を試験開始前に提出しないときは、試験放棄とみなし、追試験を認めない。

(緊急の場合、電話連絡も可。ただし、後日、早急に提出をすること)

①公欠により本試験を欠席した者に限り、追試験を行う。

②追試験がレポートによるとき、定められた期限までに提出しなかった場合は追試験放棄とみなす。

③公欠の場合の学習評価は、定期試験と同様に行う。

(6) 再試験

定期試験において、試験成績が不合格(60点未満)また、出席不足により定期試験の受験ができなかった者は、所定の補習を終了しなければ、再試験を受験することができない。

①ここでいう試験成績とは、試験の成績、平常の学習状況、出席状況等を総合した学習の評価を指す。

②再試験においても筆記試験、レポートの提出、実技試験等があることは本試験と同様である。

③再試験の場合の学習評価は、合格点に達した場合は、素点によらずすべて可(60点)とする。

④公欠により再試験を欠席した者に限り再度再試験を実施する。

(7) 再試験の受験料

再試験を受験する者は、1科目につき受験料の1,000円を添え、所定の届出(様式12)をし、校長の許可を得なければならない。届出には印鑑が必要であり、印鑑のないものは受け付けない。

2. レポートの提出について

(1) 定められた提出期限は提出者も受取者も厳格に守る。定められた期限を経過したものは受理しない。

(2) レポートの提出先は別途定める。

(3) 本試験がレポートによる場合、定められた期限内に提出しなかった場合は試験放棄とみなす。ただし、定められた期限内に正当な理由により、期限内に提出できない旨の届(診断書、その他の理由書)

がある場合は、試験放棄とはみなさない。

(緊急の場合、電話連絡も可。ただし、後日(指定がある場合はその指定日)、早急に届の提出をすること。提出がない場合は、評価しない)

3. 学習の評価

(1) 学習の評価は、試験の成績、平素の学習状況、出席状況等を総合して、優(80点以上)、良(70点以上~80点未満)、可(60点以上~70点未満)、不可(60点未満)とする。

(2) 可以上の評価を与えられた者に、単位を認定する。

(3) 学習の評価基準は、以下のよう定める。

(a) 素点 70%

(定期試験・小テスト・実習実技・レポートを含む)

(b) 出席評価点 20%

(c) 平常評価点 10%

(レポート、授業態度、ノート等)

ただし、臨床工学技士科、臨床工学技士専攻科、柔道整復師学科、柔道整復スポーツ学科、鍼灸スポーツ学科および診療放射線技師学科についての評価基準は別途定める。

4. 通年科目の学習の評価

(1) 通年科目とは、2期あるいは2期以上にわたる科目をいう。

(2) 学習の評価は各期毎に行い、算術平均をもって科目の評価とする。(算術平均の小数位は四捨五入する)

5. GPA評価

(1) 本校では、申請があれば、GPA(Grade Point Average)制度による評価を行なう。GPA制度とは、国際的に通用する基準として欧米を中心に適用されている成績評価であり、履修科目の成績評価をグレード・ポイント(GP)に置きかえた平均を数値により表したものである。

また、GPAを参考に下位の学生に対し

指導を行う事がある。

- (2) 成績の評価及び各評価に与えられるGPについては、以下のとおり定めている。

点数	評価	GP
90点以上	A	4
80点以上90点未満	B	3
70点以上80点未満	C	2
60点以上70点未満	D	1
60点未満	F	0

- (3) GPA算出式

GPAの算出式は以下の通りとする。

$$GPA = \frac{\text{(各科目の単位} \times GP) \text{の和}}{\text{総単位数}}$$

(例)

科目	単位	GP	単位×GP
数学	4	3	4×3=12
物理	2	3	2×3=6
生物	4	4	4×4=16
化学	4	2	4×2=8
英語	2	4	2×4=8
国語	4	1	4×1=4
合計	20	—	54

GPAは、GP×単位の合計54を単位の合計20で割った値となるため、

$GPA = 54 / 20 = 2.70$ となる。

- (4) 対象科目に関して

素点や評価をせず単位修得のみを認定した授業科目を除外し、全ての授業科目を対象とする。なお、不可(GP=0)の判定を得た場合、当該GP及びその学修に費やした単位数は、GPA算定対象に含む。

6. その他

成績評価については、学科内規に詳細を定める。